

平成 26 年 2 月 5 日
船 井 電 機 株 式 会 社

特定家庭用機器廃棄物の 再商品化等料金改定のお知らせ

消費税率引上げに伴い平成 26 年 4 月 1 日より再商品化等料金(家電リサイクル料金)を改定いたしますので、特定家庭用機器再商品化法第 20 条第 1 項の規定に基づき公表いたします。

□ 料金改定の内容

(消費税込総額表示)

品 目	新料金(8%)	旧料金(5%)	
エアコン	1,620円	1,575円	
ブラウン管式テレビ	(小)15型以下のもの	1,836円	1,785円
	(大)16型以上のもの	2,916円	2,835円
液晶プラズマ式テレビ	(小)15V型以下のもの	1,836円	1,785円
	(大)16V型以上のもの	2,916円	2,835円
冷蔵庫・冷凍庫	(小)内容積170リットル以下のもの	3,888円	3,780円
	(大)内容積171リットル以上のもの	4,968円	4,830円

□ 改定料金の適用について

- 新料金は、次のいずれかに該当するものに適用いたします。
 - ①家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成 26 年 3 月 31 日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成 26 年 4 月 1 日以降のもの。
 - ②家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成 26 年 3 月 31 日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成 26 年 5 月 1 日以降のもの。
- 旧料金を、経過措置として次に該当するものに適用いたします。
家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成 26 年 3 月 31 日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成 26 年 4 月 1 日より平成 26 年 4 月 30 日までのもの。

<適用事例>

		家電リサイクル券(管理票)の交付日欄の記載内容	
		平成 26 年 3 月 31 日以前のもの	平成 26 年 3 月 31 日以前の日付以外のもの
指定引取場所 引渡日	平成26年4月 1日より 平成26年4月30日まで	旧料金適用	新料金適用
	平成26年5月 1日以降	新料金適用	

- この料金は、1台当りで、全国同一の料金です。
- この料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

以 上